

9 業務の適正な評価の前提情報

a l i c の事業についての理解に資するため、セグメント毎の主な事業のスキームを示します。

(1) 畜産（肉畜・食肉等）関係

○肉用牛肥育経営安定交付金制度(牛マルキン)

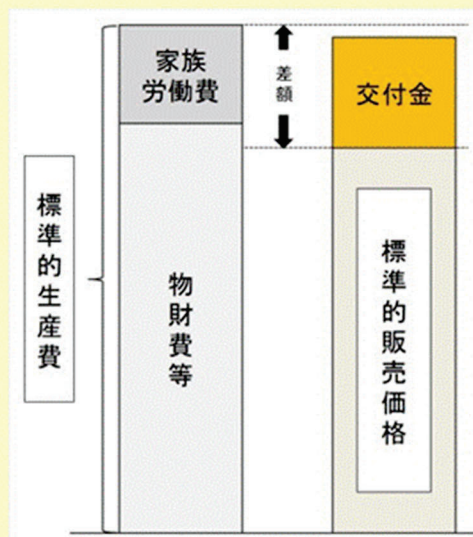
■制度の目的

牛マルキンは、畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号)に基づく法律制度であり、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、肉用牛の生産者に対し、その差額の9割を交付金として交付することにより、肉用牛の生産者の経営に及ぼす影響を緩和することを目的としています。

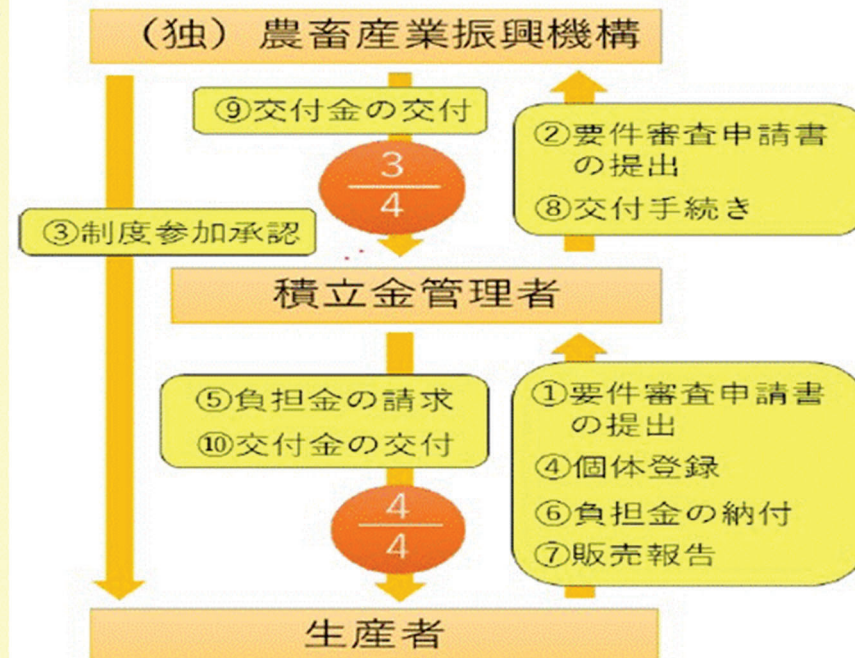
■制度の仕組み

月毎に標準的販売価格(粗収益)と標準的生産費(生産コスト)を算出し、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、その差額の9割を交付金として交付します。

また、交付金の額の1/4に相当する額は、肉用牛の生産者が積立金管理者又は機構に納付する負担金により積立てられた「積立金」から、「積立金から支払われる額」として支払われます。残りの3/4に相当する額(国費)は、「交付金として支う額」として、機構が支払います。



■事業の流れ



【令和4年度交付実績：12,448百万円】

〇肉豚経営安定交付金制度(豚マルキン)

■制度の目的

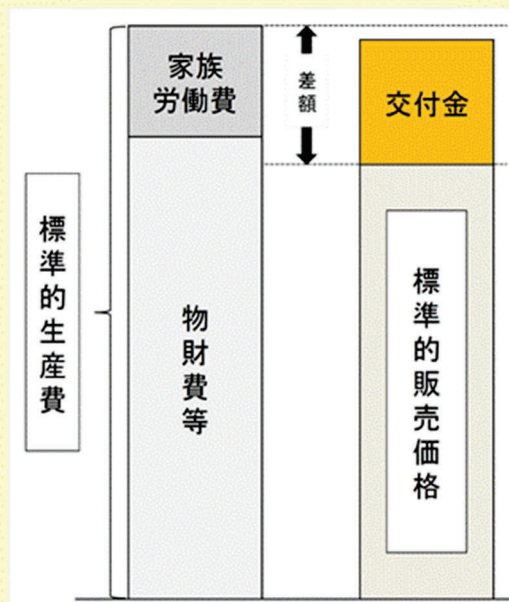
豚マルキンは、畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号)に基づく法律制度であり、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、肉豚の生産者に対し、その差額の9割を交付金として交付することにより、肉豚の生産者の経営に及ぼす影響を緩和することを目的としています。

■制度の仕組み

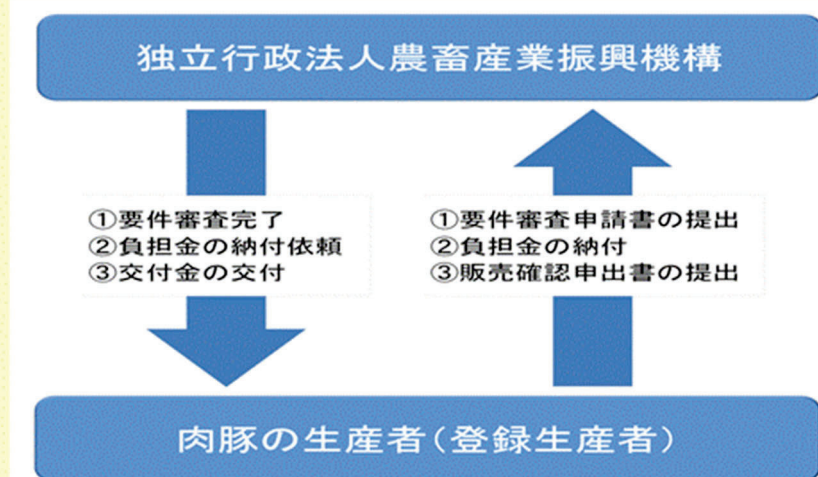
四半期毎に標準的販売価格(粗収益)と標準的生産費(生産コスト)を算出(注)し、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、その差額の9割を交付金として交付します。

また、交付金の額の1/4に相当する額は、肉豚の生産者が機構に納付する負担金により積立てられた「積立金」から、「積立金から支払われる額」として支払われます。残りの3/4に相当する額(国費)は、「交付金として支払う額」として、機構が支払います。

(注) 四半期終了時に算出し、当該四半期に交付金の交付がなかった場合には、当該年度内において次の四半期に通算して算出します。



■事業の流れ



【令和4年度交付実績：0円】